

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年11月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500268 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500049 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 63 年 1 月 21 日から同年 3 月 30 日まで

A社には、昭和 58 年 4 月 1 日に入社し、昭和 63 年 3 月 30 日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は同年 1 月 21 日となっており、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 63 年 3 月 30 日まで A 社に在籍していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がないのはおかしい旨主張している。

しかしながら、請求者のA社における雇用保険の加入記録はない上、事業主であった父親及び経理担当だったとする母親は既に亡くなっている、請求期間当時の請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除並びに同社における社会保険手続の取扱いについて確認することができない。

また、請求期間当時、A社の厚生年金保険被保険者であった同僚二人に照会し、一人から回答を得たが、請求者が同社で勤務していたことは記憶するものの、請求者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除については不明である旨陳述している上、B市は、請求期間当時の課税資料は残っていない旨陳述していることから、請求期間に係る厚生年金保険料控除について確認又は推認することができない。

さらに、オンライン記録において請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る処理年月日及び健康保険被保険者証の回収年月日は同日（昭和 63 年 2 月 10 日）と記録されており、資格喪失に伴い請求者が被保険者証を返却したことがうかがえる上、当該記録が訂正された形跡は見当たらない。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者は昭和 63 年 1 月 21 日に国民年金第 1 号被保険者資格を取得（処理年月日 : 昭和 63 年 3 月 8 日）し、請求期間にあたる同

年1月分及び2月分の国民年金保険料を平成元年8月25日に納付した旨の記載が確認できる。

また、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料はない旨陳述しており、ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。